⑹　単体有資格業者、経常ＪＶの構成員、特定ＪＶの構成員においては、沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事（港湾空港関係を除く。）で当該工種における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者（出向元及び派遣元含む。）と資本若しくは人事面（出向及び派遣含む。）において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照。）。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照。）。

⑽　指定した課題に対する技術提案が適切であること。

なお、技術提案が適切と認められない場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、技術提案にその旨を記入すること。

⑾　技術提案の内容について、配置予定技術者へのヒアリングを行うが、申請した配置予定技術者がヒアリングに出席できない場合は競争参加資格を認めない。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　添付を義務付けた資料及び記載内容が確認できる資料の添付がない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないものとして不合格とする。また、参考見積書が提出されなかった場合も不合格とする。（規格や数量など、記載を求めている項目が抜けている場合も同様とする。）

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は、次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。

なお、過度なコスト負担を要する提案（オーバースペック）の場合は評価しない。

・技術提案
・施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

⑵　技術提案の審査　技術提案の審査の考査項目は入札説明書による。

⑶　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知する。

⑷　入札の条件　競争参加資格の確認の通知において、技術提案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。

⑸　総合評価の方法

①　標準点　入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には標準点として100点を与える。

②　加算点　技術提案の内容に応じて加算点を与える。

なお、加算点の最高点は60点とする。

③　施工体制評価点　施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

④　総合評価　価格及び技術提案に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①及び②並びに③により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑹　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（入札説明書の別紙を参照のこと。）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング（電話での確認行為）を実施する。

なお、ヒアリングの日時、場所、資料等は入札説明書による。

⑺　落札者の決定方法　落札者の決定は、標準案の場合は価格及び標準案による施工計画、技術提案の場合は技術提案による施工計画及び価格をもって入札した者で、次の①から③の要件に該当する者のうち、「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

③　提出した技術資料等及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。

⑻　配置予定技術者のヒアリング日時等の詳細については、入札説明書を確認すること。

⑼　評価内容の担保　技術資料等で提示された技術提案内容、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用を遵守することについては、契約図書に記載するものとする。受注者の責により評価した内容が満足できない場合は、工事成績評価点を減ずる措置を行う。

⑽　その他の詳細については入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号（那覇第２地方合同庁舎２号館）　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係　電話098―866―0031（代表）（内線）2526、2527

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

①　交付期間：令和３年６月23日から令和３年９月30日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで。

②　場所及び方法：入札説明書は、電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記⑴にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

⑶　申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：令和３年６月24日から令和３年７月21日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで。

②　場所及び方法：電子入札システムにより提出を行うこと。

なお、申請書及び技術資料等が、10ＭＢを超える場合の提出方法については、入札説明書による。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）すること。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

①　日時：入札の締め切りは、令和３年10月１日12時00分。開札は、令和３年10月６日14時00分。

②　場所：紙による持参の場合は、上記⑴へ持参すること。開札は、沖縄総合事務局開発建設部入札室にて行う。

⑸　本工事は、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：令和３年９月３日から令和３年10月１日まで（利付国債の提供の場合は令和３年９月16日まで。）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで。

②　場所及び方法：上記⑴に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。